

○桜井宇陀広域連合公告式条例

平成9年3月4日

条 例 第 2 号

改正 平成15年3月28日条例第1号

平成17年11月7日条例第1号

平成23年3月16日条例第1号

平成27年2月26日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示板に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合長以外の広域連合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(告示、公告及び公示)

第7条 第2条第2項の規定は、広域連合の機関の行う告示、公告及び公示に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月7日条例第1号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年1月5日から適用する。

別表（第2条関係）

名 称	所 在 地
広域連合事務所前掲示場	桜井市大字初瀬1626番地の1
桜井市 掲 示 場	桜井市大字粟殿432番地の1 市役所前掲示場
宇陀市 掲 示 場	宇陀市榛原下井足17番地の3 市役所前掲示場
曾爾村 掲 示 場	曾爾村大字今井495番地の1 役場前掲示場
御杖村 掲 示 場	御杖村大字菅野368番地 役場前掲示場